

しあわせ

2023

— 令和5年 —

70号

社会福祉法人 長瀬町社会福祉協議会

6月1日発行

第17回ユニセフラブウォーク開催



4月23日(日)、第17回ユニセフラブウォークが開催されました。この行事は、健康づくりのための「ウォーキング」と世界の子どもたちの福祉に役立てる「募金」を結び付けたユニークな活動として実施されています。今年も大勢のみなさんが参加され、春のさわやかな空気の中で心地よい汗を流していました。

～CONTENTS【もくじ】～

○令和5年度事業計画、会計予算・ご寄付の報告	2～3
○社協とは？・社協会費募集について	4
○社協サービス一覧・相談所事業紹介・赤十字ニュース	5～6
○ボランティア活動保険・令和5年度ボランティア体験プログラム事業	7
○けいじばん	8

編集・発行

〒369-1304

埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上1021

長瀬町保健センター 2階

社会福祉法人 長瀬町社会福祉協議会

☎ 0494-66-1139 FAX 0494-66-3725

開所時間 8:30～17:15 土日曜・祝祭日はお休み

E-mail nshakyo2@mb.jnc.ne.jp

nshakyo3@mb.jnc.ne.jp

令和5年度事業計画・予算

事業方針

社会福祉協議会では、住民参加、住民主体の活動原則に基づき、地域の社会資源や特性を活かした「住民主体による福祉活動の推進」を図り、小地域での福祉コミュニティを形成することによって、誰もが安心していきいきと生活できる、思いやり、支えあいによる、「福祉のまちづくり」を推進するため、次のような事業を重点として活動します。

会務の運営、委員会の開催

- ・理事会、評議員会、監事会の開催
- ・評議員選任解任委員会の開催
- ・専門委員会の開催
- ・社協会員募集

連絡調整

- ・ボランティア連絡協議会及び地域福祉懇談会等の開催
- ・福祉教育ネットワーク会議の開催
- ・ふれあいきいきサロン代表者会議の開催

研修

- ・役職員研修、委員会委員研修、専門員・生活支援員研修の実施
- ・生活福祉資金貸付制度研修の実施
- ・心配ごと相談員及び結婚相談員研修の実施

啓発・広報事業

- ・社協機関紙等の発行
- ・第36回社会福祉大会の開催
- ・社協ホームページの運営

地域福祉活動推進事業

- ・地域福祉活動の育成
- ・高齢者福祉活動（敬老祝い事業、高齢者いきいき活動支援事業）の実施
- ・日常生活用具貸与事業の実施
- ・一人暮らし高齢者世帯防火査察事業の実施

障がい児・者福祉活動

- ・障がい者向けスポーツ及びレクリエーション活動の普及推進
- ・福祉レクリエーション活動推進事業の実施
- ・障がい者福祉リーダー研修会及び交流会への参加
- ・日常生活用具貸与事業の実施

在宅福祉サービス事業

- ・見守り事業の実施（乳酸飲料等配付、電話による安否確認など）の実施

共同募金運動

- ・赤い羽根共同募金運動、地域歳末たすけあい運動募金の推進
- ・一般募金配分金事業の実施
- ・歳末援護事業、歳末福祉事業の実施

ボランティアセンター事業

- ・ボランティアコーディネーターの設置
- ・ボランティア情報紙の発行
- ・ボランティア活動育成援助事業、ボランティアスクール開催事業の実施
- ・災害ボランティアセンター運営マニュアルの策定及び研修会の実施
- ・ボランティアセンター運営委員会の開催

福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）

- ・福祉サービス利用援助事業の実施
- ・専門員、生活支援員の設置
- ・研修及び会議の開催

福祉団体育成援助事業

- ・福祉団体振興助成費補助金の交付 ・福祉団体運営育成、援助活動

顕彰事業

- ・福祉功労者、協助者、寄付者に対する顕彰

資金貸付事業等

- ・生活福祉資金貸付事業（県社協事業）、福祉資金貸付事業（町社協独自事業）の実施
- ・生活困窮者世帯への食料支援（彩の国あんしんセーフティネット事業）

相談、援助事業

- ・心配ごと相談事業、結婚相談所事業の実施 ・心配ごと相談所運営委員会の開催

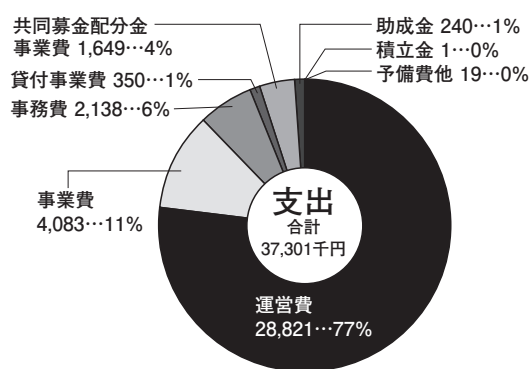
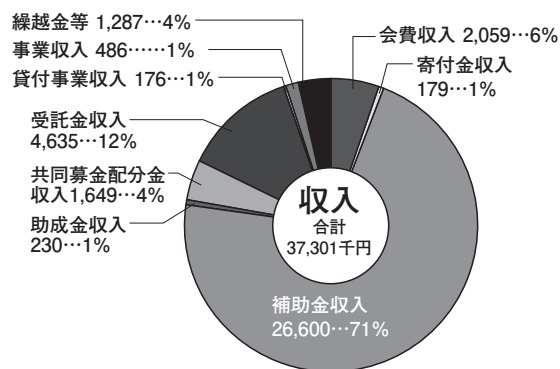
生活支援体制整備事業

- ・生活支援コーディネーターの配置 ・支援やサービスの担い手ボランティア等の養成
- ・協議体の運営（生活支援体制整備協議体「ささえ愛ながとろ」） ・地域介護予防、生活支援事業の実施
- ・ふれあいいきいきサロン事業の実施

その他の事業

- ・社協会員増強運動の推進 ・日赤活動資金募集、日赤救援活動、赤十字奉仕団活動への協力
- ・法外援護活動の実施 ・福祉団体事務局と育成、支援活動

令和5年度 予算 (単位:千円)



※事業計画については、令和5年3月の当会理事会、評議員会にて承認された計画を掲載しておりますが、新型コロナウイルス感染症などの影響により、開催の中止、延期または開催方法が変更となる場合もございます。あらかじめご了承ください。

※令和4年度事業報告・決算報告につきましては、6月開催予定の理事会、評議員会での承認後に社協ホームページ等でご報告申し上げます。紙での閲覧をご希望される方は、お手数ですが社協までご連絡ください。

ご寄付の報告



あたたかい
まごころありがとうございました。

みなさまから、あたたかいご寄付をいただきました。
お寄せいただいた寄付金は、社会福祉事業に大切に活用させていただきます。

(令和5年4月～5月受付・敬称略)

4月 匿名	5,000円
ちちぶ広域聴覚障害者協会)	10,000円
ちちぶ広域手話学習会	
匿名	22,220円



社会福祉協議会（通称：社協）とは？



社協は、地域のみなさまや福祉・保健・医療など様々な関係機関と連携して、誰もが住み慣れた町で安心して暮らしていける「福祉のまちづくり」を目指す民間福祉団体です。実施する事業は、みなさまからご協力いただく社協会費や寄附金、共同募金の配分金、行政からの補助金等を財源としています。

地域福祉の発展に向けて、みなさまといっしょに考え取り組んでまいりたいと思いますので、社協活動に変わらぬご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和5年度 社協会員加入のお願い

本年もみなさまのご理解ご協力をお願い申し上げます。

長瀬町社会福祉協議会は、誰もが安心して、自分らしく、いきいきと生活できる、思いやり、支えあう、「福祉のまちづくり」を推進するため、地域のみなさまをはじめ、ボランティア、関係団体などと協働しながら活動しています。みなさまから寄せられた会費は社協が実施する地域福祉事業や地域で行われている福祉活動の貴重な財源となっています。会費の募集は、各行政区長様等を通じて、みなさまにご協力いただいております。本当にありがとうございます。

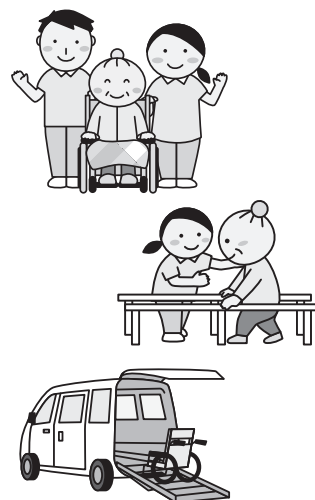
会員の種類・会費の納入方法

- 一般会員（年額1口 500円） 町内の全世帯にお願いしています。
- 賛助会員（年額1口1,000円） 個人（区長、副区長、行政職員、各行政委員、社協役職員、福祉団体役員、篤志家等）、法人、団体等にかかわらず社協事業にご賛同いただける方をお願いしています。
- 特別会員（年額1口5,000円） 個人（篤志家等）、法人、団体等にかかわらず社協事業にご賛同いただける方をお願いしています。

入会申込みについては、福祉委員（区長）さんを通じて、お願いしております。一般会費につきましては、区費等から一括して納めていただいているところもあります。また、社協事務局でも入会申込を受け付けております。

令和4年度の会費実績額

会員区分	件数(件)	口数(口)	金額(円)
一般会員	2,002	2,014	1,007,000
賛助会員	401	438	438,000
特別会員	116	117	585,000
合計	2,534	2,587	2,030,000



※みなさまにご協力いただいた会費は下記の事業に使われています。

- ・高齢者の生きがいと健康づくり
- ・地域福祉
- ・在宅福祉サービスの推進
- ・障がい者の住みやすい町づくり
- ・住民ニーズの把握と支援活動
- ・福祉の理解促進と啓発活動
- ・福祉教育、ボランティア活動の育成・援助

社協サービス一覧

名称	内容	対象者	費用負担	申請・問い合わせ
日常生活用具貸与事業	車椅子(介助式、自走式)、煙感知器(火災警報器)の貸し出しを行う。 ※なお、在庫に限りがあるので、事前に貸出状況をご確認ください。	町内在住の65歳以上の方を在宅で介護されている方や65歳以上の一人暮らし高齢者の方、身体障がい者の方など。	無料	申請は、お住まいの地域の民生委員さんを通じて社協まで。 お問合せは、社会福祉協議会までお願いいたします。
見守りサービス(乳酸飲料などの配付)	乳酸飲料などの宅配による見守り。2日に1本配付、配付物の回収状態により安否の確認を行う。 ※事業の見直しなどにより、内容が変更となる場合があります。	町内在住の70歳以上の一人暮らしの方	無料	申請は、お住まいの地域の民生委員さんを通じて社協まで。 お問合せは、社会福祉協議会までお願いいたします。
福祉資金貸付事業	世帯の状況に応じて生活安定に必要な資金の貸し付け。原則2万円まで。(最大5万円まで。)	高齢者世帯、障がい者世帯、低所得世帯等	償還期限を過ぎると延滞金がかかります。	社会福祉協議会までお問い合わせください。
あんしんサポートねっと	物忘れなどのある高齢者や知的障がい・精神障がいのある方などが、安心して生活が送れるように、定期的に訪問し、福祉サービスの利用や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いを行う。	生活していく上で、一人で判断することに不安のある高齢者や知的障がい・精神障がいなどのある方。 *利用者本人と社会福祉協議会が契約を結ぶ。利用者本人が契約内容に合意し、理解等をしているか確認します。	利用料：1時間1,200円から(契約内容により金額が変わります)	社会福祉協議会までお問合せください。

★ ★ ★ 相談所事業 ① ★ ★ ★

町社協では2つの相談事業を実施しています。お気軽にご相談ください。
 なお、新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況により、内容が変更となる場合、開設を休止する場合がありますので、来所前にお電話(☎66-1139)にてご確認ください。

☆心配ごと相談所

心配ごとがあるけれど話せる人がいない。一人では決められずに困っていることがある。心配ごとはお一人で悩まずに「心配ごと相談所」に何でもご相談ください。経験豊かな相談員が、時間をかけてお話を伺います。
 心配ごと相談所では個人情報や相談内容の秘密を厳守いたしますので安心してご利用いただけます。

- ◎相談員 町民生児童委員 ※各日程、2名で対応します。
- ◎定例相談日 日時 毎月第3水曜日 午後1時30分～午後4時
場所 長瀬町保健センター2階小会議室 ※定例相談日は予約不要です。
- ◎相談時間 相談希望者が多数の場合、先着順にお話を伺い、お一人様の相談時間を制限させていただく場合がございます。

心配ごと相談所開設予定 午後1時30分～午後4時				
6月21日(水)	7月19日(水)	8月16日(水)	9月20日(水)	10月18日(水)
11月15日(水)	12月20日(水)	1月17日(水)	2月21日(水)	

◎臨時相談 定例相談日以外でも随時相談をお受けします。(☎66-1139)



☆結婚相談所

結婚相談所では、個別相談による登録、紹介、イベント開催のご案内などを行い、主任結婚相談員4名体制で婚活を支援しています。※現在は、新型コロナウイルス感染症の影響で、イベント、紹介等を休止しております。

◎相談員 小池房子氏、林 朝子氏、朽原ハツ子氏、染野操氏

◎相談日 毎月第1火曜日 ※完全予約制のため、お電話にてご予約ください(☎66-1139)

赤十字ニュース

義援金・救援金報告

各地域で発生した災害や危機に対して、みなさまからの温かいご支援をいただいております。誠にありがとうございます。

令和4年度以降の義援金・救援金募集実績(※5月22日現在)

・ウクライナ人道危機救援金	合計	577,941円
・2023年トルコ・シリア地震救援金	合計	87,316円
・令和5年能登地方地震災害義援金	合計	1,785円

お寄せいただいた義援金のうち、本誌掲載のご了解をいただいた方のみご紹介させていただきます。

2023年トルコ・シリア地震救援金 (敬称略・順不同)

納入者	金額
長瀬町赤十字奉仕団	71,000円

なお、救援金の受付は、今後も下記のとおり継続いたします。

○義援金・救援金の受付窓口

受付場所 ・町社会福祉協議会(保健センター2階) ・役場福祉介護課

受付時間 平日8時30分~午後5時15分まで(祝日を除く)

※領収証の発行を希望される方は、職員までお申し出ください。

○受付中の国内義援金・海外救援金

・令和5年能登地方地震災害義援金 → 令和5年9月29日(金)まで

・ウクライナ人道危機救援金 → 令和6年3月29日(金)まで

※日本赤十字社では、その他海外救援金の受け付けも行っております。

ご協力いただける場合は、長瀬町分区(社会福祉協議会内)☎66-1139までお問合せください。

日赤活動資金募集

5月の赤十字会員増強月間に併せて、赤十字活動に使わせていただく活動資金募集を行っております。今年もみなさまから多大なるご協力をいただいているところです。誠にありがとうございます。お預かりした活動資金は、感染症対策や被災地支援等に役立たせていただきます。

5月22日現在の募集状況

一般活動資金(行政区扱い他)	230円×1,626件	373,980円
一般活動資金(奉仕団扱い)	500円以上2,000円未満 53件	53,000円
特別活動資金(奉仕団員扱い)	2,000円以上 32件	179,000円
合計		605,980円

※活動資金募集最終結果は、社協だより3月号にてご報告申し上げます。

ボランティア活動保険のご案内



● ボランティア活動保険とは ●

国内において、ボランティア活動中に起きた自身のケガや他人に対して損害を与えたことにより、損害賠償問題が発生した時に補償する保険です。

● 加入手続き ●

「ボランティア活動保険加入申込書」に必要事項(加入プラン、氏名、住所、電話)を記載し、保険料を添えて社会福祉協議会の窓口へ申し込んでください。団体加入の場合は加入者名簿(必要事項を記載してあるものであれば既存名簿可)と加入者分の保険料が必要となります。※加入申込書は、社会福祉協議会(保健センター2階)にあります。

● 保険料、補償金額について ● 保険料(1名あたり)

加入プラン		基本プラン	天災・地震補償プラン	特定感染症重点プラン
年間保険料		350円	500円	550円
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円		
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額	6,500円		
	入院中の手術	65,000円		
	外来の手術	32,500円		
	通院保険金日額	4,000円		
	特定感染症	補償開始日から10日以内は補償対象外		初日から補償
賠償の補償	賠償責任保険金(対人・対物共通)	5億円(限度額)		
	地震・噴火・津波による死傷	×	○	○

※詳細については、社協へお問い合わせください。

● 補償期間(保険期間) ●

毎年4月1日午前0時から翌年3月31日24時まで。

※年度途中での加入の場合、加入申込手続き完了日の翌日午前0時から翌年3月31日24時まで

● 注意事項 ●

①団体構成員の相互補助や親睦を目的とする活動はボランティア活動に該当せず、保険の対象外となります。

(例：PTA/自治会/町内会活動/老人クラブ/学校の授業としてのボランティア活動など)

②ご加入は一人一口となります。お一人で複数の団体で活動をされる場合は、団体に確認のうえ、ご加入ください。

夏休み ボランティア体験 大募集

長瀬町社協ボランティアセンターでは、子どもから大人まで誰もが気軽にボランティア活動に参加できるきっかけづくりのために、通年でのボランティア講座のほかに、夏休み期間にさまざまなボランティア体験メニューをご用意しています。ボランティア活動が初めての人や参加する機会がなかった人が、ボランティアを始めるきっかけとなるよう夏休み期間を利用してボランティア体験にチャレンジするプログラムです。

この夏、ぜひ、ボランティア活動に参加してみませんか！

詳しいメニュー内容などについては、学校を通じて配付されるメニュー表やチラシにてお申込み手順などをご確認ください。

★新型コロナウイルス感染症拡大の状況などにより、内容が変更・中止となる場合があります。ご了承ください。



ボランティアに関するお問合せ・お申込み

TEL0494-66-1139

町社会福祉協議会 担当 磯田・野口

FAX0494-66-3725

e-mail nshakyo4@mb.jnc.ne.jp (受付時間) 平日8:30~17:15



けいじばん

敬老祝い事業対象となる方へ

今年度も敬老慶事を迎えられるみなさまへ記念品の贈呈をさせていただくこととなりました。対象となる方は下記のとおりです。

●対象となる方 ⇒ 町内在住で、下記に該当される方

結婚祝い

- ・白金婚(令和5年4月～令和6年3月に結婚70年を迎えられるご夫婦)
- ・金剛石婚(令和5年4月～令和6年3月に結婚60年を迎えられるご夫婦)
- ・金婚(令和5年4月～令和6年3月に結婚50年を迎えられるご夫婦)

個人慶事

- ・101歳以上の方(大正12年4月1日以前生まれの方)
- ・百寿(大正12年4月2日～大正13年4月1日生まれの方)
- ・白寿(大正13年4月2日～大正14年4月1日生まれの方)
- ・卒寿(昭和8年4月2日～昭和9年4月1日生まれの方)
- ・米寿(昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生まれの方)
- ・傘寿(昭和18年4月2日～昭和19年4月1日生まれの方)
- ・喜寿(昭和21年4月2日～昭和22年4月1日生まれの方)

●希望者の申告、辞退の申し出について

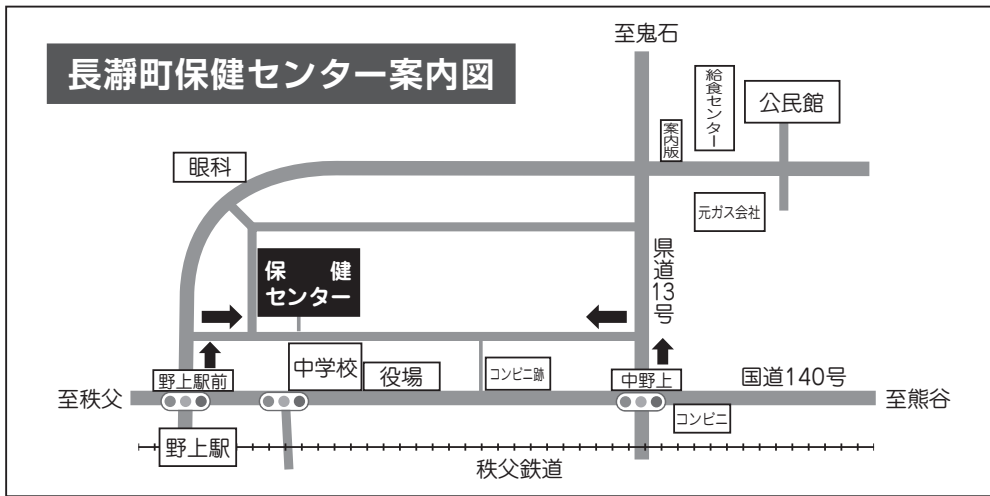
- ・結婚祝い ⇒ 自己申告制となりますので、7月から8月頃に回覧にて希望者の申告方法をお知らせいたします。
- ・個人慶事 ⇒ 特に申告の必要はありません。ただし、お祝いをご辞退される方は、お手数ですが社協(☎66-1139)までお申し出ください。

※記念品の贈呈は、各行政区長様を通じて10月頃を予定しております。

※記念品につきましては、賀状、菓子折り、手芸品等が贈呈される予定です。

《社協事務所のご案内》

所在地：長瀬町大字本野上1021 長瀬町保健センター2階



職員の異動紹介

●退職者(3月31日付)
 事務局長 金澤 裕治
 (4月1日付で1年間再任用)

長瀬町の概況

令和5年5月1日現在

○人	□ 6,599人	○65歳以上人口	2,631人
○世帯数	2,894世帯	○高齢化率	39.9%

(参考)

- ・出生数(令和4年4月～令和5年4月末) → 16人
- ・合計特殊出生率(最新データ：令和3年) → 1.29

(用語解説)

※高齢化率…総人口に占める65才以上人口の割合
 ※合計特殊出生率…各年代別女性の子どもの出生率の合計。
 人口維持には、2.07が必要。
 (令和3年度 全国1.30、埼玉県1.22)

編集後記

5月に入り、気温が急上昇する日もあり、みなさまにおかれましてはどうぞ体調にお気をつけください。
 さて、今年度も無事に発行することができ、昨年度事業も含めてみなさまの支援に改めて感謝申し上げます。コロナ禍の状況も変化し、今年度は地域の活動も徐々に活発になっていくことを思います。そのような中で、社協としても、様々な分野で幅広い世代のみなさまと地域を盛り上げていけたらと思いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。